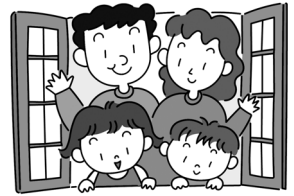


子ども手当が平成23年9月まで延長されます



子ども手当制度が延長され、平成23年4月から9月までの6か月間は、これまでと同じ月額13,000円が支給されることになりました。

なお、10月以降の制度が決定しましたら、再度お知らせします。

●子ども手当を受けられる方

子ども手当は、中学校修了前（満15歳以後の最初の3月31までの間）の子どもを養育している親等に支給されます。（所得制限はありません。）

出生・転入等により新たに受給資格が生じた場合、子ども手当を受給するには役場保健福祉課の窓口で手続きが必要です。ただし、公務員の方は勤務先で手続きしてください。

なお、出生・転入等から15日以内に手続きをされないと不利益を被ることがありますのでご注意ください。

※ 「認定請求書」を提出し、市区町村等の認定を受けなければ、子ども手当を受ける権利が発生しません。

※ 子ども手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

●手続きに必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 請求者名義の預金通帳
- ・ 請求者の健康保険証（請求者が厚生年金に加入している場合に必要です）
- ・ 子どもが別居している方は、子どもが属する世帯全員の住民票

●支払時期

平成23年 6月（平成23年2月分～5月分）

平成23年10月（平成23年6月分～9月分）

●受給中の注意事項

子ども手当を受給中の方が以下に該当する場合は、速やかに窓口で手続きをしてください。

- 1 受給者が離婚・別居等により児童を監護・養育しなくなったとき
- 2 受給者が公務員になったとき
- 3 受給者が拘禁されたとき
- 4 受給者が知名町外へ転出するとき
- 5 受給者または子どもが死亡したとき
- 6 子どもが増えたとき（出生・養子縁組など）

※ 届けを怠っていた場合、事実発生の時点に遡ってそれまで受給していた手当を返納していただくことがありますので、ご注意ください。

●子ども手当の趣旨にご理解をお願いします

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

「子どもの将来の夢は何ですか？」子ども手当は、子どもの健やかな育ちのために、子どもの将来を考え、有効に用いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

（なお、万一、子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料等を滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐいません。子ども手当の趣旨について十分にご理解くださるよう、よろしくお願いいたします。）

【お問合せ先】 保健福祉課 内線121